

山形県公安委員会及び山形県警察本部長における山形県個人情報保護条例に基づく 処分の審査基準

制 定 平成18年 3月24日
一部改正 平成16年 6月21日 一部改正 平成18年 7月 6日
一部改正 平成21年 4月28日 最終改正 平成22年 4月 5日

はじめに

山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号。以下「条例」という。）に基づき山形県公安委員会及び山形県警察本部長が行う個人情報の開示等決定等の処分に当たっての審査基準は、次のとおりとする。

その運用に当たっては、本審査基準を画一的に適用することなく、個々の開示請求ごとに当該公文書に記載されている情報の内容等に即して、かつ、条例の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断する。

また、本審査基準で示した具体例は、あくまで代表的な情報についての判断であり、該当する事例がここに掲げたものに限定されるものではない。

第1 個人情報の開示・不開示に関する基本事項

1 開示・不開示の基本的考え方

〔条例の定め〕

（個人情報の開示）

第12条 実施機関は、開示請求があった場合は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれているときを除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

〔趣旨〕

- (1) 実施機関は、開示請求があった場合は、本項各号に掲げる不開示情報が含まれているときを除き、個人情報を開示しなければならない義務があることを定めたものである。
- (2) 本項各号は、原則開示の基本的枠組みの中においても、開示請求者以外の第三者の利益、行政事務の適正な執行等の利益は、開示することにより損なわれてはならず、一定の合理的な理由に基づき不開示とする理由がある不開示情報について、限定的に規定したものである。

2 開示請求に対する決定等

〔条例の定め〕

（開示請求に対する決定等）

第13条 実施機関は、開示請求があった場合は、開示請求があった日から起算して15日以内に、開示の決定又は開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び必要な事項を通知しなければならない。ただし、第11条第5項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項の期間内に同項に規定する決定（以下「開示等決定」という。）をすることができないときは、30日を限度として、これを延長することができる。この場合においては、実施機関は、開示請求者に対し、その旨、同項の期間内に開示等決定をすることができない理由及び延長する期間を通知しなければならない。

3 開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示等決定をすることにより事務又は事業の実施に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、実施機関は、当該個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示等決定をし、残りの部分については相当の期間内に開示等決定をすれば足りる。この場合においては、第1項の期間内に前項後段の規定の例により開示請求者に通知しなければならない。

(1) 第1項関係

ア 趣旨

本項は、開示請求があった場合には、15日以内に開示・不開示の決定をしなければならないこと及び開示・不開示の決定をした場合における請求者に対する通知義務を定めたものである。

イ 解釈

(ア) 「開示請求があった日」とは、警察本部及び警察署の窓口において開示請求書を受け付けた日をいう。

(イ) 「開示請求があった日から起算して15日以内」とは、開示請求書を受け付けた当日を初日として算入し、15日目が期間の満了日となることをいう。ただし、決定期間の末日が休日（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。）に当たるときは、その翌日を満了日とする。

なお、「15日以内」とは、開示・不開示の決定を開示請求者に対し通知するまでの期間を示すものである。

(ウ) ただし書は、第11条第5項により相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めた場合は、補正に要した日数は、開示の決定及び開示をしない旨の決定を行うべき期限の算定から除かれることを示すものである。

(エ) 実施機関が、本項に規定する期間内に開示・不開示の決定を行わず、しかも第2項又は第3項の規定による延長の通知もしなかった場合は、開示請求者は、行政不服審査法に基づく不作為についての不服申立て又は行政事件訴訟法に基づく不作為の違法確認の訴えの提起をすることができることになる。

(2) 第2項関係

ア 趣旨

本項は、開示・不開示の決定期間の延長について定めたものである。

イ 解釈

(ア) 「事務処理上の困難その他正当な理由」とは、実施機関が誠実に努力しても、第1項に規定する期間内に開示・不開示の決定ができない合理的な理由をいい、次のような場合が該当する。

a 開示請求のあった個人情報が大量であり、又はその内容が複雑であるため、期間内に開示・不開示の決定をすることが困難であるとき。

b 開示請求のあった個人情報に請求者以外の第三者に関する情報が含まれている場合であって、当該第三者の意見聴取に日時を要し、期間内に開示・不開示の決定をすることが困難であるとき。

c 天災等の発生や予想し難い一時的な業務量増大のため、期間内に開示・不開示の決定をすることが困難であるとき。

d その他期間内に開示・不開示の決定をすることが困難である合理的な理由があるとき。

(イ) 「30日を限度として、これを延長することができる」とは、第1項に規定する決定期間を30日以内に限り延長することができることとしたものである。したがって、実

施機関は、本項の規定を適用すると、決定期間を最大で45日まで延長することができることとなる。

(3) 第3項関係

ア 趣旨

本項は、開示請求に係る個人情報著しく大量な場合における開示等決定の期限の特例を定めるものである。

イ 解釈

- (ア) 開示請求に係る個人情報著しく大量であることや同一時期、同一部局に請求が集中する等のため、開示請求に係る事務処理が膨大になり、通常の業務に支障を来すことが想定されることから、実施機関は、開示請求に係る公文書について、開示請求があった日から45日以内にその相当部分につき開示等決定をし、残りの部分についてはその後の相当の期間内に開示等決定をすれば足りることとされたものである。
- (イ) 「開示請求に係る個人情報著しく大量である」場合に該当するかどうかは、個人情報の物理的な量だけによるものではなく、審査に要する業務量と実施機関の事務処理体制や事務事業の繁忙の程度などの事情を考慮したうえで判断される。
- (ウ) 「当該個人情報の相当の部分」とは、45日以内に開示等決定ができる分量である。
- (エ) 「相当の期間」とは、開示請求に係る個人情報の当該残りの部分について開示等決定を行うのに必要とされる合理的な期間をいう。

第2 不開示情報

1 第12条第1項第1号(法令秘情報)に基づき不開示とする情報の基準 〔条例の定め〕

(1) 法令等の規定又は国の機関の指示により、開示してはならないこととされている情報

(1) 趣旨

本号は、法令等の規定又は法律上従わなければならない国の機関の指示により、本人に開示してはならないこととされている個人情報については、本条例においても不開示とすることを定めたものである。

(2) 解釈

ア 「法令等」とは法令及び他の条例を指し、「法令」とは、法律及び政令その他の命令をいう。

イ 「国の機関の指示」とは、「実施機関が法律上従わなければならない各大臣その他国の機関の指示」を指し、地方自治法の規定等により地方公共団体の事務の処理に関し国の機関が行う指示であって、実施機関が法律上従わなければならないものをいう。地方自治法第245条第1号ハの指示に限定されるものではないが、実施機関が法律上従わなければならないものであることが必要である。

ウ 「開示してはならないこととされている」とは、法令等の規定が明らかに本人に開示してはならないと定めている場合のほか、法令等の趣旨、目的からみて本人に開示してはならないと明らかに判断される場合をいう。

なお、「開示してはならない」等の規定に、「本人」を含むか否かが明文化されていない場合には、法令等の趣旨、目的によって総合的に判断することが必要である。個人情報保護を保護する意味で、本人以外の第三者に対する開示を禁止している規定である場合は、本人には開示できないものではないので、本号には該当しない。

2 第12条第1項第2号(開示請求者以外の個人に関する情報)に基づき不開示とする情報の基準 〔条例の定め〕

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 人の生命、身体、健康、財産又は生活（以下「人の生命等」という。）を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ロ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び職務の遂行の内容に関する情報（開示することにより、当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合の当該氏名に関する情報及びそのおそれがあるものとして規則で定める警察職員の氏名に関する情報を除く。）

(1) 本文

ア 趣旨

本号は、開示請求者以外の第三者の権利利益を損なうことを防止する観点から、開示請求者以外の個人に関する個人情報であって、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、不開示とすることを定めたものである。

イ 解釈

(ア) 「開示請求者以外の個人」とは、開示請求された個人情報の中に含まれている開示請求者以外の個人（開示請求者が法定代理人の場合における本人を含む。）をいう。

(イ) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、第3号における解釈と同義である。

(ウ) 「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」とは、いわゆる個人事業主の個人情報のうち、事業と直接関係のない個人情報（例：事業を営む個人の家族状況、従業員個人に関する情報、事業活動と区分される財産、所得等）は本号で判断するが、事業に関する個人情報については、本号で判断しないことをいう。

事業を営む個人の当該事業に関する情報については、その性質上、開示・不開示の判断は法人等の事業活動情報と同様の基準によることが適当であるので、第3号で判断することとし、本号から除いたものである。

(エ) 「個人の権利利益を害する」とは、法令等又は社会通念に照らして当該個人の権利利益が損なわれることをいうが、その「おそれがある」かどうかは、開示請求者と当該個人との関係、当該個人情報の内容等を勘案して個別具体的に判断することになる。

なお、権利利益を害するおそれがあるものと認められない場合としては、次のような場合が考えられる。

a 開示請求者が当該個人情報を知っている立場にあることが明らかである場合（当該個人情報の本人も開示請求者が当該個人情報を知っていることを認識していると認められる場合）

b 何人でも知り得る個人情報である場合

c 当該開示請求者以外の個人の同意が得られた場合

(オ) 開示することにより、開示請求者以外の者の権利利益を害するおそれがあるかどうかの判断に当たっては、必要に応じ、当該開示請求者以外の者の意見を聴くことになる（第13条第4項）。

(カ) 開示請求者以外の個人に関する情報が含まれる例

a 苦情取扱簿

b 警察安全相談受理簿

c 交通事故報告書

(2) ただし書イ関係

ア 趣旨

人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報については、開示の取扱いとしたものである。

イ 解釈

「必要であると認められる」とは、不開示とすることにより保護されるプライバシー等の利益と開示することにより保護される利益とを比較衡量する趣旨である。

(3) ただし書ロ関係

ア 趣旨

公務員並びに独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員及び職員の職務の遂行に係る当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に関する情報については、公務員の情報も個人情報であるが、行政の説明責任の観点から開示する範囲を拡大する取扱いとするものである。

イ 解釈

- (ア) 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関又はその補助機関等としてその担任する事務を遂行する場合及び独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員、職員としてその担任する事務を遂行する場合におけるその情報をいう。公務員等の職員としての身分取扱いに係る情報などは、当該公務員等の職務遂行に係る情報には含まれないものである。
- (イ) 公務員等についても個人の権利利益は保護されるべきであることから、その権利が不当に侵害されるおそれがある場合の公務員等の氏名の情報は不開示の取扱いとなり、特に氏名については、当該公務員の私生活においても個人を識別する基本的な情報として一般に用いられており、これを開示すると、公務員等の私生活等に影響を及ぼすことがあり得ることから、その生活に不当に影響を与えるおそれがある場合についても不開示の取扱いとなるものである。
- (ウ) ただし書口の「そのおそれがあるものとして規則で定める警察職員」とは、職務の性質上、氏名を開示することにより、当該警察職員の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがあるものとして山形県個人情報保護条例施行規則(平成13年3月県規則第25号)第5条の2に規定する者をいい、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある者が該当する。
- (エ) 公務員等の職務遂行に係る当該公務員等の職及び氏名の取扱いについては、これがただし書口に該当する場合においても、これが他の不開示情報に該当する場合には、その職及び氏名さらには職務遂行の内容に係る部分も含めて全体が不開示の取扱いとなるものである。

3 第12条第1項第3号(法人等に関する情報)に基づき不開示とする情報の基準 〔条例の定め〕

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命等を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報

ロ 実施機関からの要請を受けて、公にしないと約束(法人等又は個人において一般に公にされていない等当該約束の締結に合理的な理由があると認められるものに限る。)の下に、任意に提供された情報

(1) 本文

ア 趣旨

本号は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)又は事業を営む個人が有する競争上の地位その他正当な利益が害されることを防止する観点から、法人等又は事業を営む個人の事業に関する情報であって、開示することにより、これら利益を害するおそれがあるものについては、不開示とすることを定めたものである。

イ 解釈

- (ア) 「法人その他の団体」とは、第2条第1号における解釈と同義である。
- (イ) 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人に関する情報については、第8号により判断されることとなる。
- (ウ) 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業

を営む個人のほか、農林水産業等を営む個人をいう。

(エ) 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とすると否とを問わず、事業活動に関する一切の情報（事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等に関する情報）をいう。

事業を営む個人に関する情報であっても、家族の情報等、当該事業と直接関係のない情報は、事業に関する情報ではなく、第2号により判断されるものである。

(オ) イ又はロに該当する法人等の事業に関する情報は、不開示の取扱いとされるべきものであるが、当該法人等の事業活動によって人の生命などへの危害又は侵害が生じるような場合は、不開示情報とする合理的な理由はなく、本号ただし書は、このような場合について、情報を開示することで被る法人等の不利益と保護されるべき人の生命などの利益を比較衡量し、法人等の情報を開示することがより必要である場合は、例外的に不開示の取扱いとする旨規定したものである。

(2) ただし書イ関係

ア 趣旨

法人等の事業に関する情報には、営業秘密等、開示すると当該法人等の権利利益を害するおそれのあるものがあり、これら法人等が有する正当な権利利益は、原則として開示することにより害されるべきではないことから規定されたものである。

イ 解釈

(ア) 「競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次のような情報をいう。

- a 生産技術、販売、営業等の情報であって、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が不当に損なわれるおそれがあるもの
- b 経営方針、経理、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業運営が不当に損なわれるおそれがあるもの
- c その他開示することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的信用、社会的活動の自由等が不当に損なわれるおそれがあるもの

(イ) 「競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれ」があるかどうかについては、当該情報の内容だけでなく、開示請求者と法人等の関係、法人等が営む事業の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付け、開示した場合の影響等を勘案し、個別に判断することになる。

(ウ) 「競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれ」がないものとしては、一般に、次のような場合が考えられる。

- a 法人等又は事業を営む個人にとって当該情報の内容を知らせることについて、本人に対する（契約その他当事者間の権利義務関係において）何らかの義務がある場合
- b 情報の性質からみて、本人が知っているべき関係にある情報である場合（本人との合意の内容を示した文書等）

(エ) 開示することにより、競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるかどうかの判断に当たっては、必要に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の意見を聴くことになる（第13条第4項）。

(3) ただし書ロ関係

ア 趣旨

実施機関が事業の実施等のために収集している法人等の情報の中には、非公開を前提として任意に提供を受けているものもあり、そうした情報が開示された場合、法人等が情報提供を行わなくなる等、実施機関の情報収集に支障を来すおそれがあることから、実施機関の要請を受けて公にしないと約束（合理的な理由があると認められるものに

限る。)の下に、任意に提供された情報について不開示情報として取り扱うこととされたものである。

4 第12条第1項第4号(評価等情報)に基づき不開示とする情報の基準

[条例の定め]

(4) 診療、指導、選考、相談その他の個人に関する評価又は判断を伴う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの

(1) 趣旨

本号は、診療、指導、選考、相談等の個人の評価又は判断を伴う事務・事業に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務・事業の性質上、事務・事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものについては、不開示とすることを定めたものである。

個人の評価又は判断を伴う事務・事業に関する個人情報の中には、開示することにより、評価等の過程やそれらの基準が明らかになり、本人に悪影響を及ぼすこと、評価者等と本人との信頼関係を損なうこと、評価者等が正確な評価等ができなくなることなどの結果をもたらす場合も考えられるので、これらを防止しようとするものである。

(2) 解釈

ア 本号の「評価又は判断を伴う事務又は事業」には、実施機関が行う事務・事業のほか、実施機関以外の県の機関、国、他の地方公共団体、民間法人等が行う事務・事業も含まれる。

イ 「診療」とは、病院、診療所等において行われる診察、診断、治療等の一連の行為をいう。

ウ 「指導」とは、学力、能力、技術等の向上又は健康状態若しくは生活状態の改善のために行う教育や指示をいう。

エ 「選考」とは、個人の知識、能力、資質等の調査等に基づいて、特定の職業、地位等に就く適任者の選任をいう。

オ 「相談」とは、犯罪による被害の未然防止に関する相談その他県民の安全と平穩に係る相談等県民から寄せられる各種相談、意見、要望等をいう。

カ 「その他の個人に関する評価又は判断を伴う事務又は事業」とは、本号で例示する診療、指導、選考、相談以外の事務・事業であって、これらに類する個人の評価又は判断を伴う一切の事務・事業をいう。

キ 「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務・事業に直接かかわる情報のみならず、当該事務・事業の実施に影響を与える関連情報を含むものである。

ク 「将来の同種の事務若しくは事業」とは、反復し、又は継続して行う事務・事業における将来の事務・事業をいう。

ケ 「当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、次のような情報をいう。

(ア) 開示することにより、今後反復・継続して本人に対して行われる診療、指導、選考、相談等に支障を及ぼすおそれがあるもの

(イ) 開示することにより、今後の本人に対する診療、指導、選考、相談等に影響はないが、今後反復・継続して行われる本人以外の者に対する診療、指導、選考、相談等に支障を及ぼすおそれがあるもの

(ウ) 開示することにより、当該事務・事業を実施する目的が失われるおそれがあるもの

- (エ) 開示することにより、関係当事者間の信頼関係を損なうおそれがあるもの
- (オ) その他開示することにより、当該事務・事業又は将来の事務・事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの

コ 評価等情報が含まれる例

- (ア) 警察安全相談受理簿
- (イ) 採用試験における面接関係資料
- (ウ) 各種表彰候補者の推薦資料
- (エ) 苦情取扱簿

5 第12条第1項第5号(公共安全維持情報)に基づき不開示とする情報の基準

[条例の定め]

(5) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護、犯罪の予防又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるに足りる相当の理由がある情報

(1) 趣旨

本号は、公共の安全と秩序の維持の観点から、開示することにより、犯罪等の通報者、告発者、情報提供者等の生命、身体等の保護に支障が生じたり、あるいは犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認める場合に、これらを防止するため不開示とすることを定めたものである。

(2) 解釈

ア 「人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護・・・支障を及ぼすおそれがある」とは、開示することにより、犯罪又は不正な行為の通報者、告発者、情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命若しくは身体に不当に危害が加えられ、又はその地位若しくは正常な生活が不当に脅かされるおそれがある情報等が考えられる。

イ 「実施機関が認めるに足りる相当の理由」とは、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるかどうかの判断は、犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的判断や、高度の政策的判断を要するものであることから、その開示・不開示については、実施機関の第一次的な判断によるものとし、実施機関が「おそれがある」と判断するものについては不開示と一義的に決定されるという趣旨である。その判断の当否については、実施機関の第一次的な判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるか否かにより審理、判断されるものである。

ウ 法令違反の調査、取締り、許認可、災害警備等に関する情報は、個別案件が犯罪の予防・捜査等に該当する場合は別として、一般的には、本号の「その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」情報に該当せず、第7号により、開示・不開示が判断されることになる。

エ 本号に該当すると考えられる代表的な類型は、次のとおりである。

- (ア) 現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報で、開示することにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (イ) 公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で開示することにより当該活動に支障を生じるおそれがあるもの
- (ウ) 開示することにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報

- (エ) 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、開示することにより将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれのあるもの
- (オ) 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、開示することにより将来の犯行を容易にし、又は、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの
- (カ) 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、開示することにより犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの
- (キ) 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、開示することにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの
- (ク) 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、開示することにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれのあるもの

オ 行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等の、開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、上記ウのとおり原則として本号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ本号の対象から除外されるものではなく、風俗営業法違反事件や道路交通法違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報であれば、本号の対象となる。

6 第12条第1項第6号(意思形成過程情報)に基づき不開示とする情報の基準

[条例の定め]

(6) 県又は県が設立団体である地方独立行政法人の内部の審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれその他当該審議、検討又は協議に支障を及ぼすおそれがあるもの

(1) 趣旨

本号は、行政における内部的な審議、検討又は協議が円滑に行われることを確保する観点から、不開示情報を定めたものである。

県又は県が設立団体である地方独立行政法人の内部の審議等に関する情報の中には、担当課レベルの検討素案や機関として未決定の検討案、精度点検が不十分な調査資料等、最終的な意思決定に至る過程の情報が含まれており、これらの情報を本人に開示することにより、本人に不正確な理解や誤解を与えたり、行政内部の率直な意見交換や情報交換が損なわれるなど、当該審議等に支障が生ずる場合もあることから、これを防止しようとするものである。

(2) 解釈

ア 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、県又は県が設立団体である地方独立行政法人の内部における審議、検討、協議、打合せ、相談等に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報のほか、これらの審議等に関連して作成し、又は取得した情報をいう。

イ 「不当」とは、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることの利益との比較衡量により開示・不開示の判断がなされる趣旨である。

ウ 「率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれその他当該審議、検討又は協議に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、次のような情報をいう。

- (ア) 開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換が妨げられ、又は中立的な意思決定ができなくなるもの

(イ) 未成熟な情報であつて、開示することにより、本人に不正確な理解や誤解を与えるもの

(ウ) その他開示することにより、審議、検討又は協議に支障を及ぼすおそれがあるもの
エ 本号に該当すると考えられる例

各種表彰候補者の選考に関する検討資料

7 第12条第1項第7号(行政執行情報)に基づき不開示とする情報の基準

[条例の定め]

(7) 監査、検査、取締り、争訟、交渉、調査その他の県又は県が設立団体である地方独立行政法人の事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの

(1) 趣旨

本号は、事務・事業の性質に着目し、県が行う事務・事業の適正な実施を確保する観点から、不開示情報を定めたものである。

県又は県が設立団体である地方独立行政法人の事務・事業に関する情報の中には、開示することにより、事務・事業の性質によっては、当該事務・事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると考えられるので、これを防止しようとするのが本号の趣旨である。

(2) 解釈

ア 本号に列挙されている事務・事業は、代表的なものを例示したものである。

イ 「監査、検査、取締り」とは、指導監査、立入検査、法令違反の取締り等をいう。

ウ 「争訟」とは、民事訴訟法や行政事件訴訟法による訴訟のほか、行政不服審査法による不服申立て等をいう。

エ 「交渉」とは、相手方との話し合いによる取り決めを行うことをいい、補償、賠償に係る交渉、土地等の売買に係る交渉、労務上の交渉等がある。

オ 「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務・事業に直接かかわる情報のみならず、当該事務・事業の実施に影響を与える関連情報を含むものである。

カ 「将来の同種の事務若しくは事業」とは、用地交渉等のように、反復し、又は継続して行う事務・事業における将来の事務・事業をいう。

キ 「適正な実施に支障を及ぼすおそれ」とは、情報を開示する利益と県又は県が設立団体である地方独立行政法人の事務・事業の適正な遂行を確保する利益との比較衡量により開示・不開示の判断がなされる趣旨であり、したがって、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。

ク 行政の事務・事業は様々であるので、その事務・事業に支障を及ぼすか否かについて、具体的な基準を定めるのは困難であり、開示・不開示を判断する際は、個別の事案につき開示することによる利益と行政の事務・事業に支障を及ぼすことの不利益との比較衡量によることとなる。

ケ 「事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、次のような情報をいう。

(ア) 開示することにより、事務・事業を実施する目的を失わせるおそれがあるもの

(イ) 開示することにより、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れるなど、行政が混乱するおそれがあるもの

- (ウ) 開示することにより、特定の者に不当な利益又は不利益を与えるおそれがあるもの
- (エ) その他開示することにより、当該事務・事業又は将来の同種の事務・事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの

コ 本号に該当すると考えられる例

- ・争訟事務（内部打合せ経過、準備書面案、証人申請案）

8 第12条第1項第8号(国等関係情報)に基づき不開示とする情報の基準

[条例の定め]

(8) 国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人（当該実施機関が県が設立団体である地方独立行政法人である場合にあっては、当該地方独立行政法人を除き、県を含む。以下この号において「国等」という。）に関する情報又は国等からの協議、依頼等により実施機関が作成し、若しくは取得した情報であつて、開示することにより、国等との適正な協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの

(1) 趣旨

本号は、県と国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人（当該実施機関が県が設立団体である地方独立行政法人である場合にあっては、当該地方独立行政法人を除き、県を含む。以下この号において「国等」という。）との適正な協力関係又は信頼関係を確保する観点から、開示することにより、これを損なうおそれがある情報については、不開示とすることを定めたものである。

本条例においては、特定の情報を開示することにより、国等の事務・事業の執行や国等における意思の形成に支障を生ずるか否かについて、県が判断することは困難であることから、第6号や第7号の規定ではなく、本号の規定に基づき開示・不開示について判断することとされたものである。この際、国等において支障があるか否かについては、必要に応じ、国等の意見を聴取するなどにより、第6号及び第7号の規定の趣旨に即して判断されるものである。

(2) 解釈

ア 「協議、依頼等」とは、法令等の規定に基づき、又は任意に行われる協議、依頼、委任、委託、指示、照会等をいう。

イ 「適正な」とは、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と開示することにより損なわれる利益との比較衡量により判断がなされる趣旨である。

ウ 「協力関係又は信頼関係」とは、国等との間における当面又は将来にわたる継続的で包括的な協力関係又は信頼関係をいう。

エ 「国等との適正な協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの」とは、次のような情報をいう。

(ア) 国等の意思形成過程情報及び国等の行政執行情報

(イ) 国等からの協議、依頼等により作成し、又は取得した情報で、国等においても開示していないもの

(ウ) 国等からの協議、依頼等により作成し、又は取得した情報で、国等から、開示してはならない旨又は国等において公表するまでは開示してはならない旨の指示又は依頼があるもの

(エ) 各地方公共団体等において、統一的に公表することを必要とする情報

オ 本号に該当すると考えられる例

- ・叙勲等に関して、国等で行われた選考結果、推薦順位、意見等

第3 個人情報の存否に関する情報についての基準

[条例の定め]

第12条

2 開示請求があった場合において、当該開示請求に係る個人情報の存否を明らかにすることが、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにせず、当該個人情報を開示しないことができる。

1 趣旨

開示請求に対しては、当該開示請求に係る個人情報の存否を明らかにした上で、開示・不開示の決定をすることが原則であるが、本項は、その例外として、個人情報の存否を明らかにしないで開示しないことができる場合について定めたものである。

県が保有する情報の中には、個人情報の存在・不存在を明らかにするだけで、開示請求者以外の個人の権利利益を侵害したり、事務・事業の適正な実施に支障を及ぼすことがあるなど、不開示情報の規定により保護される利益が侵害されることとなる場合がある。このような場合に適切に対処するために、本項は、個人情報の存在・不存在を明らかにすることなく、当該個人情報を開示しないことができる旨、明確にしたものである。

2 解釈

(1) 「当該開示請求に係る個人情報の存否を明らかにすることが、不開示情報を開示することとなるとき」とは、例えば、探索的な開示請求の場合等に対し、当該個人情報は存在するが不開示とするという回答、又は当該個人情報は存在しないという回答をすることによって、不開示情報の保護利益が害されることとなる場合をいう。

(2) 存否を明らかにできない個人情報については、当該個人情報が実際には存在しない場合であっても、不存在として拒否するのではなく、存在を明らかにせず開示しないものである。

したがって、開示請求を受け付ける窓口で、この規定を適用する可能性があるような開示請求の相談を受けた場合は、本項の趣旨にかんがみ、その場で個人情報の存否を明らかにしないよう留意するなど、慎重な対応をする必要がある。

(3) 本項により開示をしない旨の決定をするときは、その理由を提示する必要がある。

(4) 本項に該当すると考えられる例

ア 捜査関係事項の照会書、回答書

イ 表彰候補者リスト

第4 個人情報の部分開示

[条例の定め]

第12条

3 開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報を容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、第1項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者に対し、不開示情報を除いた個人情報を開示しなければならない。

1 趣旨

本項は、開示請求のあった個人情報の中に不開示情報が含まれている場合であっても、不開示情報に係る部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該個人情報の全体を不開示とするのではなく、不開示情報に係る部分を除いて、その他の部分を開示しなければならないことを定めたものである。

2 解釈

- (1) 「容易に、・・・分離することができる」とは、不開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを分離することについて、当該情報が記録された公文書を損傷したり、過度の時間と費用を要したりしないことをいう。
- (2) 「開示請求の趣旨が損なわれない程度」とは、不開示情報に係る部分を除いて開示した場合であっても、開示請求者の開示請求の趣旨の全部又は一部を充足することができることをいう。

第5 個人情報の裁量的開示

[条例の定め]

(裁量的開示)

第12条の2 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

1 趣旨

- (1) 本条は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が記録されていても、開示請求者に対して当該個人情報を開示することができる場合について定めるものである。
- (2) 「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、第12条第1項第1号から第8号に定める不開示情報に該当する情報であるが、実施機関の高度の行政的な判断により、開示することに不開示とすることで保護される利益を上回る必要性があると認められる場合をいう。

2 解釈

- (1) 第12条第1項各号の不開示情報該当性の判断に当たっては、個人に関する情報及び法人等に関する情報においては、「人の生命等を保護するために、開示をすることがより必要と認められる情報」は不開示情報から除かれ（第12条第1項第2号イ、同項第3号イ）、意思形成過程情報（同項第6号）、行政執行情報（同項第7号）においては、それぞれ「不当」や「適正」に当たるのかどうか検討されるように、不開示とすることにより保護される利益と開示することによる利益の比較衡量が行われる場合があるが、本条ではこうした第12条第1項各号の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお、開示することに必要性が認められる場合には、開示することができるものである。
- (2) 本条により国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の第三者に関する情報を開示しようとする場合は、第13条第5項に定める第三者の保護に関する手続きが必要となる。

第6 個人情報の訂正

1 基本事項

[条例の定め]

(個人情報の訂正請求)

第17条 開示請求に基づき開示を受けた自己を本人とする個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正を請求することができる。

4 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

(開示請求に関する規定の準用)

第19条 第13条第1項及び第2項並びに第14条の2の規定は、訂正請求があった場合について準用する。この場合において、第13条第1項中「15日」とあるのは、「30日」と読み替えるものとする。

(1) 第17条第1項関係

ア 趣旨

本項は、開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認める場合において、その訂正を請求できる権利を明らかにしたものである。自己の個人情報が正確でない場合における誤った行政執行がなされるおそれ、その他の本人の不安感に適切に対応するために、条例上の権利として創設したものである。

イ 解釈

(ア) 「開示請求に基づき開示を受けた自己を本人とする個人情報」とは、訂正請求の対象となる個人情報は、本条例による開示（第15条第2項の規定による開示を含む。）を受けた個人情報でなければならないとするものである。ただし、法令又は他の条例の規定に基づき開示を受けた個人情報については、当該法令又は他の条例に訂正の手続の定めのない場合には、本条例による開示を受けなくても訂正請求をすることができる（第25条第2項）。

したがって、本条例及び法令等の規定に基づく開示によらない何らかの手段で自己の個人情報が事実と合致していないことを知った場合であっても、直接本条の訂正請求をすることはできず、改めて開示請求をし、開示を受けてから訂正請求をする必要がある。

(イ) 本項により訂正請求ができる者は、開示請求をして実施機関から個人情報の開示を受けた者であるが、法定代理人が開示請求をして開示を受けた場合の当該個人情報の本人も請求できる。

(ウ) 「事実」とは、氏名、住所、年齢、性別、生年月日、家族構成、学歴、職歴、資格、数量、面積等の事実をいう。これらの情報は、その性質上客観的な正誤の判定に適するものであることから、「事実」の誤りに限って訂正請求をすることができることとしている。

したがって、個人に関する評価、判断等のように客観的な正誤の判定になじまない情報は、本条例による訂正請求の対象にならない。

(エ) 「誤り」とは、当該個人情報を取り扱っている事務の目的、内容及び当該個人情報の性質、内容、当該事務における位置付け等からみて、事実とされるべき個人情報と現実に記録されている個人情報とが合致していないことをいう。

したがって、過去の一定の時点で収集した個人情報の内容が、現在では古くて正しくない場合であっても、収集した時点における資料として取り扱うときは、事実と誤りがあるとはいえない。

「誤り」の形態としては、単純な書き間違い、内容が不十分又は古いため読む者に誤解を生じさせる記載、電子計算機処理における入力ミス等が考えられる。

(オ) 「訂正」とは、事実と合致していない個人情報を実際と合致させることをいい、事実と合致していない内容を事実と合致する内容に直すこと（狭義の訂正）のほか、不完全な情報に不足している内容を加えること（追加）及び事実と合致していない情報を削ること（削除）を含むものである。

(カ) 「訂正を請求することができる」とは、訂正請求が権利であることを明らかにしたものである。

なお、このことにより、個々の事務の実施に当たって、種々の根拠、理由、方法等により行われる個人情報の訂正を制限し、又は禁止するものではない。

むしろ、実施機関は、第8条第2項の規定により、個人情報の正確性及び最新性を確保することが義務付けられているので、事実の誤りがある場合は、本項による訂正請求の有無にかかわらず、自主的に訂正するよう努めなければならない。

(2) 第17条第4項関係

ア 趣旨

本項は、訂正請求は、開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならないことを定めたものである。

イ 解釈

訂正請求制度は、事実と異なる個人情報が行政目的に利用され、本人の権利利益を侵害することを防止するためのものである。県が保有する個人情報の中には定期的に更新されるものもあり、また、保存期間の満了により廃棄されるのが通常であるから、訂正請求も一定の期間内に行わなければならないとすることには合理性が認められる。また、請求期間を徒過した場合であっても、当該個人情報が更新も廃棄もされていない場合には、開示請求を再度行い、開示決定に基づき開示を受けることによって、訂正請求を行うことも可能であるため、請求期間を設定することが、本人の権利利益を過度に制限するとはいえない。

(3) 第19条関係

ア 趣旨

本条は、訂正請求があった場合における、訂正の決定又は訂正をしない旨の決定及び決定の延長並びに事案の移送の手続については、開示請求に関する規定を準用することを定めたものである。

2 訂正についての基準

[条例の定め]

(個人情報の訂正)

第18条 実施機関は、訂正請求があった場合は、訂正請求に係る個人情報について実施機関に訂正する権限がないときその他訂正しないことについて正当な理由があるときを除き、当該個人情報を訂正しなければならない。

(1) 趣旨

本条は、実施機関は、訂正請求があった場合には、訂正しないことについて正当な理由があるときを除き、当該個人情報を訂正しなければならない義務があることを定めたものである。

(2) 解釈

ア 「実施機関に訂正する権限がないとき」とは、実施機関以外のものが自らの権限と責

任で作成し、実施機関に提出した書類に記載されている情報（例えば、住民票の写し）等のように実施機関に訂正の権限がない場合をいう。

イ 「その他訂正しないことについて正当な理由があるとき」とは、次のような場合をいう。

(ア) 法令又は他の条例の規定により訂正請求が認められている場合

(イ) 法令又は他の条例の規定により訂正することが明らかに禁止されている場合

(ウ) 実施機関が調査を行った結果、事実には誤りがないと認められる場合

(エ) 事実には合致していないことについては実施機関と請求者の間の見解は一致しているが、正確な事実が何であるかが不明な場合（例えば、戦前に外地で生まれた者の生年月日、名前等で証明するものがない場合）

第7 個人情報の利用停止

1 基本事項

[条例の定め]

(個人情報の利用停止請求)

第20条 開示請求に基づき開示を受けた自己を本人とする個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認める者は、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第5条の規定に違反して収集されたものであるとき、第6条第1項の規定に違反して利用されているとき、又は第8条第3項の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第6条第1項又は第7条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

3 第11条第2項、第4項及び第5項並びに第17条第4項の規定は、利用停止請求について準用する。

(開示請求に関する規定の準用)

第21条 第13条第1項及び第2項の規定は、利用停止請求があった場合について準用する。この場合において、同条第1項中「15日」とあるのは「30日」と読み替えるものとする。

(1) 第20条第1項関係

ア 趣旨

本項は、開示を受けた自己の個人情報が第5条の収集の制限に関する規定等に違反して収集又は保有、提供されたものであるときは、その利用の停止又は消去、提供の停止を請求できる権利を明らかにしたものである。個人の権利利益を保護する観点から、開示請求権、訂正請求権と同様に条例上の権利として創設したものである。

イ 解釈

(ア) 「開示請求に基づき開示を受けた自己を本人とする個人情報」とは、第17条第1項における解釈と同義である。

(イ) 本項により利用停止請求ができる者は、開示請求をして実施機関から個人情報の開示を受けた者であるが、法定代理人が開示請求をして開示を受けた場合は、当該個人情報の本人も請求できる。

(ウ) 「第5条の規定に違反して収集」とは、個人情報の収集に関し、目的による制限(第1項)、収集方法による制限(第1項)、本人収集の原則(第2項)及びセンシティブ情報の収集の制限(第3項)のいずれかの規定に違反して実施機関が個人情報を収集したことをいう。

なお、利用停止請求の対象となるのは、平成18年4月1日以後に実施機関が収集した個人情報である。

(エ) 「消去」の方法としては、消去すべき個人情報を削除する、消去すべき個人情報が記載された部分を黒塗りする、消去すべき個人情報が記録された文書等を廃棄又は焼却するなどがある。

(オ) 「利用停止を請求することができる」とは、利用停止請求が権利であることを明らかにしたものである。

(2) 第20条第3項関係

ア 趣旨

本項は、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって利用停止請求を

することができること（第11条第2項の規定の準用）、利用停止請求をしようとする者は、自己が個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明する書類を実施機関に提出し、又は提示しなければならないこと（第11条第4項の規定の準用）、実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができること（第11条第5項の規定の準用）、利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならないこと（第17条第4項の規定の準用）を定めたものである。

なお、法定代理人は、本人に代わって開示請求をした場合のほか、本人が開示請求をした場合にも、本項により利用停止請求ができるものである。

(3) 第21条関係

ア 趣旨

本条は、利用停止請求があった場合における、利用停止の決定又は利用停止をしない旨の決定及び決定の延長の手續については、開示請求に関する規定等を準用することを定めたものである。

2 利用停止についての基準

[条例の定め]

(個人情報の利用停止)

第20条の2 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 趣旨

本条は、実施機関は、利用停止請求があった場合には、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止に係る個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止をしなければならない義務があることを定めたものである。

(2) 解釈

ア 「利用停止請求に理由があると認めるとき」とは、第20条第1項第1号又は第2号に該当する違反の事実があると実施機関が認めるときである。その判断は、当該実施機関の所掌事務、個人情報の利用目的及び条例の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。

イ 「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、第20条第1項第1号又は第2号に該当する違反状態を是正する意味である。

ウ 「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。

また、例えば、目的外の利用を理由として、本人から個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該目的外の利用を停止すれば足りる。この場合、当該個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと、本来の目的内での利用も不可能となり、適当でない。

エ 「当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障

を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。」とは、利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点からみて適当でないことから、「当該個人情報利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止をする義務を負わないこととしたものである。

第8 他の法令による開示の実施との調整

[条例の定め]

(他の制度との調整)

第25条 法令等（山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）及び山形県議会情報公開条例（平成12年7月県条例第49号）を除く。）に自己を本人とする個人情報の開示、訂正又は利用停止の手続の定めがあるときは、当該法令等の定めるところによる。

2 法令等の定めるところにより実施機関から開示を受けた自己を本人とする個人情報について当該法令等に訂正又は利用停止の手続の定めがない場合における第17条第1項又は第20条第1項の規定の適用については、当該個人情報は、開示請求に基づき開示を受けた個人情報とみなす。

1 第1項関係

(1) 趣旨

本項は、法令等の規定により、自己を本人とする個人情報の開示、訂正又は利用停止の手続が定められているときは、当該法令等の定めによるものとし、条例第2章第2節の開示請求等に関する規定を適用しないことを定めたものである。

(2) 解釈

ア 「(山形県情報公開条例及び山形県議会情報公開条例を除く。)」とは、公文書に含まれる自己を本人とする個人情報については、本条例で開示請求を行うことができることを示したものである。

山形県情報公開条例及び山形県議会情報公開条例では、自己を本人とする個人情報を含む公文書の開示請求であっても個人情報は原則不開示情報とされているが、例外条項に該当する場合は、開示されることとなる。このため、附則第4項及び改正附則（平成12年12月県条例第80号）第2項の規定と本項により、公文書に含まれる自己を本人とする個人情報については、いずれの条例においても開示請求ができることを示したものである。

なお、両制度は、その趣旨、目的を異にしており、請求する場合は、目的に応じた使い分けが必要となるが、自己の個人情報を知りたい場合は、本条例によることが合理的である。

イ 「個人情報の開示・・・の手続の定めがあるとき」とは、例えば、自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）の規定により、自動車安全運転センターが経歴証明業務として書面に記載されている個人情報を本人の求めに応じて交付する手続に関する規定が該当する。

また、開示を請求することができる場合のほか、縦覧又は閲覧制度等によって、実際に自己の個人情報を知ることができる規定がある場合も含まれる。

具体的な例としては、次のようなものがある。

- ・ 建築計画概要書等の閲覧（建築基準法第93条の2）
- ・ 公害審査会の事件の記録の閲覧（公害紛争処理法施行令第15条の3）
- ・ 宅地建物取引業免許申請書、添付書類、変更届等の閲覧（宅地建物取引業法第10条）
- ・ 貸金業者登録簿の閲覧（貸金業の規制等に関する法律第9条）
- ・ 開発登録簿の閲覧及び写しの交付（都市計画法第47条第5項）
- ・ 建設業許可申請書、添付書類、変更届等の閲覧（建設業法第13条）
- ・ 建築士事務所の登録簿の閲覧（建築士法第23条の9）
- ・ 聴聞調書及び報告書の閲覧（山形県行政手続条例第24条）

ウ 「個人情報の訂正・・・の手続の定めがあるとき」とは、法令等に修正の申告、変更

の届出等の手続を定めた規定がある場合をいう。

具体的な例としては、次のようなものがある。

- ・居住地変更の届出（身体障害者福祉法施行令第9条）
- ・保健婦籍等の訂正の申請（保健婦助産婦看護婦法施行令第3条）
- ・運転免許証の記載事項変更の手続（道路交通法第94条第1項）

エ 法令等に閲覧等の期間の定めがある場合の当該期間外の取扱いや閲覧のみについて規定している場合の写しの交付については、当該法令等の規定が当該法令等に定めるもの以外の開示等を禁止する趣旨か否かについて慎重に判断し、本条例に基づき対応するものとする。

なお、法令等の規定がそれ以外の開示を禁止する趣旨であれば、第12条第1項第1号（法令秘情報）に該当することとなる。

2 第2項関係

(1) 趣旨

本項は、法令等の規定に基づき開示を受けた自己を本人とする個人情報について、当該法令等に訂正又は利用停止の手続の定めがない場合は、本条例により開示を受けた個人情報とみなして、本条例に基づく訂正又は利用停止の請求ができることを定めたものである。

(2) 解釈

訂正請求及び利用停止請求では、その決定(処分)が行政争訟の対象となることから、本条例では、請求の対象となる個人情報の範囲を明確にするため、開示を受けることを前提としているが、対象となる個人情報の範囲が明確であれば、本条例に基づいて開示を受けた個人情報に限る必要はないため、法令等に訂正及び利用停止の手続の定めがない場合は、本条例に基づき、訂正及び利用停止請求ができることとしたものである。

第9 適用除外等

[条例の定め]

(適用除外)

第36条の2

2 第2章第2節、第22条及び第23条の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更正緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)については、適用しない。

3 刑事訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、この条例の規定は、適用しない。

1 第2項関係

(1) 趣旨

第2項は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更正緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)については、第2章第2節(個人情報の開示等)、第22条(不服申立てに関する手続)及び第23条(是正の申出)の規定を適用しないことを定めたものである。

(2) 解釈

ア 刑事訴訟法第53条の2第2項においては、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「法」という。)第4章の規定を適用除外としているが、刑の執行等に係る個人情報については、訴訟に関する書類以外の行政文書にも記載されているため、法第45条第1項の規定と同様の趣旨に基づき、本項においても刑の執行等に係る個人情報については、開示請求等の規定の適用を除外する旨明記したものである。

イ 刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る個人情報を条例第2章第2節、第22条及び第23条の規定の適用除外としたのは、これらの個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に收容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。例えば、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定される。

ウ 少年の保護事件に係る裁判や保護処分の執行等に係る個人情報は、少年の前歴を示す情報を含んでおり、成人の前科前歴情報と同様に開示の適用除外とする必要性が高いことから、条例第2章第2節、第22条及び第23条の規定の適用除外として明記している。

エ 「更生緊急保護」とは、犯罪者予防更生法第48条の2第1項に基づき、同条同項各号に掲げる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族、縁故者等からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設からの保護を受けられない場合、又はこれらの援助や保護だけでは更生できないと認められる場合に、本人の申出に基づき、国の責任によって応急的に行う宿泊所の供与等の保護措置をいう。

更生緊急保護の対象者の範囲は前科を有する者等に限られており、更生緊急保護に係る個人情報は、前科等が明らかになるものであることから、適用除外としたものである。

オ 「恩赦」は、行政権の作用により裁判の内容を変更し、その効力を変更し若しくは消

減させ、又は国家刑罰権を消滅させるものであり、このため、本人の前科等に関する情報を当然含んでいる（恩赦には、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権がある。）。

恩赦の対象者の範囲は前科を有する者等に限定されており、「恩赦に係る個人情報」は、前科等が明らかとなるものであることから、適用除外としたものである。

カ 刑の執行等に係る個人情報の中には、刑の執行等を受けた者以外の個人情報も含まれるが、本項の趣旨を踏まえれば、適用除外とする範囲は、「当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るもの」に限られている。

2 第3項関係

(1) 趣旨

第3項は、刑事訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、この条例の規定は、適用しないことを定めたものである。

(2) 解釈

ア 捜査の過程で作成される捜査報告書、供述録取書等の捜査書類に記録されている個人情報については、法と同時に成立した「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第13条により、刑事訴訟法第53条の2第2項が新設され、訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、法第4章の規定は適用されないこととされている。この趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、文書の公開・非公開の取扱い等が当該制度内で体系的に整備されていることから、文書に記録されている個人情報についても、刑事訴訟法等の制度にゆだねることとしたものである。

本条例は、刑事訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については開示、訂正、利用停止の請求の対象としないことを含め、本条例の規定は適用されない。

イ 刑事訴訟法第53条の2の「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護人選任届等の手続関係書類が含まれ、意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護人その他の第三者の保管しているものも含まれる。

なお、いまだ送致・送付を行っていない書類に記録されている個人情報についても、本条例の適用除外となるものと解される。